国会議員各位

2016年10月20日
原発事故被害者の救済を求める全国運動

「自主避難者の住宅無償供与打ち切りに関して」国会対応の要請

1．現状

原発事故の自主的避難者の災害救助法に基づく住宅支援の打ち切りが来年3月に迫っています。昨年5月、政府は「自主避難者の住宅支援を2017年3月末で終了する」事を閣議決定、本年5月より避難当事者に「2017年3月末をもって現在供与している、応急みなし仮設住宅の退去を郵送文書で通告、避難先自治体職員と福島県の担当者が避難者に戸別訪問などが実施され、福島の避難区域外から各地へ避難されている多くのみなさんは、困難な状況に立たされています。

・いまだに空間線量率から推計される年間積算線量が1ミリシーベルトを上回るおそれのある地域は広範に広がっており、6月の福島県の意向調査報告でも明示されているように、特に母子避難により福島との二重生活が強いられるなど経済的に苦しい中、除染しても線量が下がらない、こどもの健康に不安があるなど、多くの方が、戻りたくても戻れない状況にあり、避難の継続を希望しています。

・このままでは多くの避難者が「現状の住まいから退去」を迫られます。福島県による民間賃貸家賃補助は収入要件など対象が限定的で大半の避難者が応募できない。例えば避難先自治体が独自に実施する公営住宅入居優先枠においても同様で収入要件など、応募要件が厳しく、戸数が限定、そして有償であり、尚且つ新規入居となる為、多額の初期費用が発生します。多くの避難者が「貯金を切り崩して支払う」状態で、生活困窮状態に、更に追いうちをかける状況です。

・自主避難者にとって、住宅支援は命綱です。被災者、支援者の多くのみなさんが、国や福島県に対し支援の打ち切りをしないよう現在でも要請を続けています。また各地の避難先の自治体に対し、避難先での生活が継続できるよう具体的な対応を求めています。

2．自主避難者に居住の権利を

・住宅支援打ち切りの最大根拠は、「空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から避難する状況にはなく、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当である」とされている。しかし、いまだに空間線量率から推計される年間積算線量が1ミリシーベルトを上回るおそれのある地域は広範に広がっており、支援対象地域の縮小・撤廃は時期尚早であり、「避難する状況にない」との断定は避難について自己決定を認めた支援法の理念（2条2項）に反します。「避難を必要とするような状況にはない」旨の原子力規制庁の根拠は、「年間積算線量が20ミリシーベルトを下回ることが確実である」との避難指示の解除基準に基づいています。甲状腺がんの多発が公表され、こどもの健康不安があるなど、多くの方が、戻りたくても戻れない状況にあり、避難の継続を希望しているのです。

・現在、国土交通省では「新たな住宅セーフティネット検討小委員会」を開き、2013年時

点で全国にある空き家は約 820 万戸。そのうち賃貸または売却のために空き家になっている住宅数は約 460 万戸と半数以上を占めると公表、空き家や民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティーネットの強化策として、今後は住宅情報を都道府県または市町村に登録する仕組みを作り、家賃負担が困難な世帯には比較的低家賃が期待できる空き家の活用を促進、住宅改修や家賃の低廉化のために、地域の実情に応じて自治体が支援する仕組みも作れるようにすると聞いています。

・欧州や欧米でも取組まれている「ハウジングファースト」では、まず安定した住まいを提供したうえで、生活困窮者の自立を医療や福祉の専門家が支えていく取り組みをすすめています。

・一方で何故、国策における原発事故被害者である自主避難者の「住まい」を奪うのでしょうか？復興予算25兆円を投入し、除染費用も総額3兆円以上を投入しているのであれば、自主避難者の住宅無償供与費用総額年間80億円は問題ない予算です。

3．国会議員への要請事項

1．2017 年 3 月末に予定している「自主避難者への住宅無償供与打ち切り」を延期するよう政令として閣議決定するよう求めてください。

2．避難者が希望すれば、収入要件など設けず、当面、現在の住宅に、住み続けられるよう働きかけて下さい。

3．「子ども・被災者支援法」では、その基本方針に、「公営住宅の入居の円滑化」 をかかげているが、実際の運用にあたっては、国は、地震・津波などで住居が滅失した人以外は、原発事故の避難者を「特定入居」の対象としていません。このため、避難者が公営住宅に入居することが難しくなり、また、現在公営住宅に住んでいる避難者が、住み続けることができなくなっている状況です。 自治体からは原発事故の避難者を特定入居の対象にしてほしいという要望もでて います。原発事故からの避難者に「特定入居」を認めるよう求めてください。

以　上